官　告

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和８年３月23日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年４月10日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改　正　後	改　正　前
第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量は32万トンとなっており、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。	**第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針** 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量については、現在行っている主食用及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量を全て売り渡した場合、29.5万トンとなることから、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。
第２　米穀の需給の見通しに関する事項 **１・２　（略）** **３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）** 令和７／８年及び令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。 具体的には、 ①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出 ②　①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出（なお、令和７／８年の１人当たり消費量については、算出した直近５年平均値及び直近５年最大値を直近のとう精数量の実績に基づき補正） ③　②で算出した各値に、令和７年及び令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年又は令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 します。 需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、令和７／８年については令和６年産精米歩留り及び令和７年産精米歩留り（見込み）で、令和８／９年については想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。 結果は、図１及び表３のとおりとなります。	**第２　米穀の需給の見通しに関する事項** **１・２　（略）** **３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）** 令和７／８年及び令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。 具体的には、 ①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出 ②　①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出（なお、令和７／８年の１人当たり消費量については、算出した直近５年最大値を直近のとう精数量の実績に基づき補正） ③　②で算出した各値に、令和７年及び令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年又は令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 します。 需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。 結果は、図１及び表３のとおりとなります。